

第六十五回 参議院 商工委員会 會議録 第六号

昭和四十六年三月十一日(木曜日)
午前十時十七分開会

委員の異動

三月三日

辞任

高田 浩運君
長屋 茂君

補欠選任

赤間 文三君
近藤英一郎君

三月六日

辞任

三月八日
西田 信一君

補欠選任

西田 信一君

補欠選任

山下 春江君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

川上 為治君

大谷藤之助君

矢野 登君

山本敬三郎君

委員

近藤英一郎君

八木 一郎君

山下 春江君

阿具根 登君

大矢 正君

近藤 信一君

上林繁次郎君

田淵 哲也君

須藤 五郎君

国務大臣

通商産業大臣

官澤 喜一君

政府委員

通商産業大臣官房長

通商産業省重工業局長

事務局側

常任委員会専門員

菊地 拓君

高橋 淑郎君

赤澤 璋一君

本日の会議に付した案件

○特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(川上為治君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。
去る三日高田浩運君、長屋茂君が委員を辞任され、その補欠として赤間文三君、近藤英一郎君が選任されました。

また六日、西田信一君が委員を辞任され、その補欠として山下春江君が選任されました。

○委員長(川上為治君) 特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法案を議題といたします。

まず、通商産業大臣から趣旨説明を聴取いたします。官澤通商産業大臣。

○国務大臣(官澤喜一君) 特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法案につきまして、その提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、機械工業は、わが国産業の中核として順調に発展を続けてまいりましたが、最近に至り、資本自由化の本格化をはじめとする経

済の国際化の進展、労働力不足の激化という経済情勢の変化に加えて、公害問題、安全問題などの新たな社会的要請が急速に高まりつつあり、このような経済的、社会的要請にこたえるための新しい施策の展開が望まれるに至っております。

このような情勢にかんがみ、政府は、一昨年十二月から産業構造審議会重工業部会に対し、今後の機械工業政策について諮問し、昨年七月にその答申を得た次第であります。

七〇年代の経済的社会的要請にこたえる機械工業政策を樹立するためには、この答申の趣旨に沿って、従来機械工業政策の柱となっていた機械工業振興臨時措置法及び電子工業振興臨時措置法にかわり、特定電子工業及び特定機械工業について、生産技術の向上及び生産の合理化を促進することにより、その振興をはかる必要があり、このため本法案を提出した次第であります。

次に、本法案の要旨について御説明申し上げます。

第一は、本法案によりまして振興をはかるべき対象についてであります。
本法案におきましては、試験研究、工業生産の開始または生産の合理化を促進する必要がある電子機器や危害の防止、生活環境の保全、省力化、技術革新、機械工業の基盤強化に資するため試験研究または生産の合理化を促進する必要がある機械を政令で指定し、これらにつきまして以下に申し上げますような振興措置を講ずることとしております。

第二は、高度化計画の策定についてであります。
主務大臣は、ただいま申し上げました電子機器または機械につきまして生産技術の向上または生産の合理化を促進する上での基本となるべき高度化計画を策定し、公表することとしたしております。

この高度化計画の策定にあたっては、異業種間特に機械と電子機器の相互依存関係の増大とい

う事情にかんがみ、いわゆる機電一体化またはシステム化の方向について特に配慮することとしたしております。

第三は、高度化計画達成のためにとるべき措置についてであります。

本法案には、合理化カルテルの実施のための指示、大規模事業の開始等に関する勧告、金融税制上の措置が定められております。

まず、合理化カルテルの指示につきましては、機械工業の特殊性から見まして、従来機械工業振興臨時措置法及び電子工業振興臨時措置法に設けられていた制度を引き続き設けることとしたしております。

この場合において、独占禁止法の精神に照し、その運用は特に慎重に行なうという見地から、カルテルの内容に応じて必要な要件を規定しております。

次に、大規模事業開始等に関する勧告につきましては、高度化計画に定めるところに従って実施している事業共同化等に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがある場合に、大規模な事業の開始または拡大をしようとする者に対して、計画の変更等の勧告をすることができるとしてあります。

これによりまして、高度化計画の円滑な遂行をはかる一助としたいと考えております。

また、金融・税制上の措置につきましては、高度化計画の実施に必要な資金の確保や融通のあつせんにつとめるとともに、合併等の場合の課税の特例措置を講ずることとしてあります。

第四は、電子・機械工業審議会に対する諮問についてであります。

本法案の適確な運用を確保するため、機械工業審議会及び電子情報処理振興審議会を改組し、電子・機械工業審議会を設置して、その積極的活用をはかることとし、対象業種指定の政令の立案、高度化計画の策定、共同行為の実施に関する指示

等をする際諮問することといたしております。
その他、本法案は、七年間の限時法とすること
等所要の規定を設けております。

以上、本法案の要旨を御説明申し上げた次第
あります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さい
ますようお願い申し上げます。

○委員長(川上為治君) 次に、補足説明を聴取
いたします。赤澤重工業局長。

○政府委員(赤澤重工業局長) ただいま提案理由を御
説明申し上げました特定電子工業及び特定機械工
業振興臨時措置法案につきまして、補足して御説
明申し上げます。

第一条は、本法案の目的に関する規定でござい
ます。

本法案は、特定電子工業及び特定機械工業につ
いて、生産技術の向上及び生産の合理化を促進す
ることにより、その振興をはかり、もって国民経
済の健全な発展に寄与し、あわせて国民生活の向
上に資することを目的としております。七〇年代
における国民経済・社会の要請にこたえる機械工
業政策を本法案において樹立しようとする趣旨を
明らかにしたものであります。

第三条は、本法案によりまして振興をはかるべ
き対象及びそれらについて策定する高度化計画に
関する規定でございします。

本法案におきましては、振興の対象を、試験研
究、工業生産の開始または生産の合理化を促進す
る必要のある電子機器や、危害の防止、生活環境
の保全、省力化等の事業活動の方式の改善または
機械工業の基盤の強化に資するため、試験研究ま
たは生産の合理化を促進する必要がある機械に限
定することとし、これらを政令で指定することと
いたしております。

主務大臣は、これらの電子機器や機械につつま
して、高度化計画を策定することとなっております
が、この高度化計画は、単なる見直しではなく、
望ましい方向を示す意欲的ビジョンであり、民間
業界に対しては重要なガイドラインとしての意
味を有するとともに、政府にとつては、政

策遂行にあたっての基本となるべきものとして、
本法案に基づく諸措置の根幹となるものでありま
す。

この高度化計画は、政令で指定された電子機器
または機械ごとに策定することとなっております
が、最近における異業種間特に機械と電子機器の
相互依存関係の増大、いわゆる機械一体化または
システム化の傾向に対応し、またこの動きを円滑
に促進するため、高度化計画策定にあたっては、
かかる点に配慮することとしております。第三条
第三項は、かかる趣旨に基づいて設けられた規定
であります。

第六条は、共同行為にいわゆる合理化カルテルの
実施に関する指示に関する規定でございします。

合理化カルテルの指示につきましては、従来機
械工業振興臨時措置法及び電子工業振興臨時措置
法に基づきその活用をはかってきたところであり
ますが、資本自由化の本格化、新たな経済的、
社会的要請の増大等の環境変化に対処して、機械
工業の合理化が一そう必要となっているという事
情にかんがみまして、従来の二法の制度を引き継
いだものであります。この場合において、独占禁
止法の精神に照らし、その運用は特に慎重に行な
うという見地から、従来規定されておりました
「品種別の生産数量の制限」を削除し、規格また
は技術の制限以外の品種の制限等につきましては、
当該電子機器等の合理化という観点のみならず、
国民経済上の視点を要件に追加する等、所要
の改正を行なっております。

第十条は、規格の制限に関する命令についての
規定でございします。

規格の制限につきましては、第六条に基づく合
理化カルテルの指示のみでは、高度化計画に定め
る合理化の目標を達成することが著しく困難であ
る場合で、一定の要件を満たすときは、機械工業
振興臨時措置法の制度を引き継ぎ、規格の制限を
実施すべきことを命ずることといたしております。

第十三条は、大規模事業開始等に関する勧告に
ついての規定でございします。

本条の規定は、国民経済的観点から、生産の合
理化を特に促進すべき機械工業につきまして、事
業共同化等の合理化努力が続けられていく場合
に、大規模な事業の開始または拡大をしようとし
る者に対して、既存業界との協調、計画の変更を
すべき旨勧告することができものであるものであり
ます。これは、基本的権利として認められている営
業の自由と産業政策上の目的との調整をはかうとす
るものであり、その意味できわめてきびしい要件
を課すると同時に、命令ではなく法的強制力のな
い勧告にとどめたものであります。

しかしながら、特別の法律による勧告として行
政官庁の強い意思の表明であり、これに従わな
かった場合の社会的評価等を考えれば、かなりの
効果があり、資本自由化対策として大きな意味が
あると考えております。

本法案につきましては、高度化計画達成のため
にとるべき措置として金融税制の措置を規定して
おります。

第五条においては、「政府は高度化計画に定め
る所要の資金についてその確保または融通のあつ
せんに努める」とこととなっておりますが、具体的
措置といたしまして、四十六年度においては次の
とおりとなっております。

まず日本開発銀行及び中小企業金融公庫の設備
資金の特別融資がそれぞれ百十億円、五十億円ご
ざいます。次に金融債引き受けによる機械産業高
度化促進金融措置として運転資金の特別融資が三
十億円確保されております。これはシステム化機
械に必要な運転資金と共同事業会社の在庫運転資
金等を対象とするものであります。

なお、重要技術研究開発費補助金の運用にあ
たっては、本法の対象機種に対して十分配慮して
まいりたいと考えております。

第十四条は、合併等の場合の課税の特別措置を
規定いたしております。これは、合併または出資
をしたとき清算所得、現物出資にかかわる益金に
ついて法人税を軽減し、また、合併または出資に

伴う登録免許税を軽減し、合併等に伴うデメリッ
トを排除することとしたものでございします。

第十五条は、電子・機械工業審議会への諮問に
関する規定でございします。

本法案におきましては、経済社会の要請を本法
の運用に的確に反映し、各施策の公正、適確な遂
行を期するため、従来の二法に比べて審議会の積
極的活用をはかつており、具体的には、対象業種
の政令の立案、共同行為の実施に関する指示、大
規模事業開始等に関する勧告をする際諮問をする
ことといたしております。

最後に附則第二項において、本法案は七年間の
限時法といたしております。これは、従来の機械
工業振興臨時措置法が五年、電子工業振興臨時措
置法が七年の限時法であったこと、また、本法案
の指示カルテルについては独占禁止法の適用除外
を定めており、恒久的に同法の適用を排除する体
制は好ましくないという面もあることを考慮して
七年の限時法としたものであります。したがって
この七年間に施策を重点的に講ずることにより本
法案の立法目的を達成いたす所存であります。

簡単ではございますが、以上でこの法律案に関
する補足説明を終わります。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げま
す。

○委員長(川上為治君) 以上で本法案について
の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○大矢正君 法律の具体的な中身に触れる前に、
考え方といいますが、この法律を制定するにあた
つての基本的な事項について二、三お尋ねをいた
したいと思うのであります。

まず第一点は、この法律の最後のほうに「臨時
措置法」ということになっているわけです。臨時に措
置するというのは、世の中で常識的に考えてどのく
らいというものがあろうのじやないかと、こう思う
のですが、私の記憶に間違いがなければ、この電
振法、機械法ともに昭和三十一年ないし二年ごろ

に成立をしているわけであり、かれこれ
まあ十五年間はもう措置をしてきているわけ
さらにこれからまた七年間という長期にわたって
措置するというのは、法律の題名にある臨時措置
ではなくて、根本的に将来いつまでというこの目
にちを限るのではなく、電子工業のある部分、
機械工業のある部分については、本来的に国が特
別の措置を講じなければならぬという体質になっ
ておるといふことではないかという感じがするわ
けです。臨時措置だからせいぜい三年から五年程
度かと思つたら、十五年やってもまだ足りなくてま
た七年間、合わせて二十二年ですね。二十二年間
の臨時措置というのはどう考えてもこれは日本語
に入らない部類ではないかという感じがするわけ
です。局長は、さらにこの臨時措置ということば
をこの中で使つた何か意味があるか。私は私なり
で一つの考え方を持って臨時措置とされたと思
ひますが、私の感じ取っていることがもし間違
ひでは困るのでお尋ねをいたします。臨時措置とい
うことばは、どう考えても私も私は気に食わない。
臨時措置でなくて、この種の特定される電子工業
なり機械工業なりというものは、技術の進歩やそ
れからその企業ないしは産業が持つ力の問題、そ
れから国際的な自由化の時代における対処のしか
た、こういう面では、もう本来的に臨時措置では
なくて、こういう特殊な措置をしなければならぬ
という状態にあるのではないか。だから臨時措置
ではなくて特別措置というなら話はわかる。臨時
措置というのは、臨時ということはあくまでもこ
れは期限の問題だと思ふのです。ある特定の期
間を限って措置をしてやることによって、その産
業と企業が国際競争で勝ち抜いていく。あるいは
また安定した価格、より安い価格で品物を提供す
ると、こういうことになるのではないかと思ふの
であります。どうも題名が第一私は問題があり
そうな気がしてならないのですが、局長いかがで
すか。

摘のように、機械法のほうは三十一年から始まり
まして過去二回延長をお願いをして今日まで十五
年たつております。電振法のほうは昭和三十一年
に制定をされまして一回延長していただきまして
十四年間これが継続をいたしております。で、臨
時措置というものの考え方でございますが、これ
は従来の二法の場合もそうであつたかと思ひます
が、一応期限を切つてその目標の時期までの間に
この法案をフルに活用して目的を達していこうと
こういう考え方がいわば臨時措置法の基本にある
考え方であらうと思ひます。

と同時に、ただいま大矢先生御指摘のように、
本来、機械工業とか電子工業というものは、私ど
もの考えによりますと、わが国の産業構造の中で
きわめて重要であり、また今後これがいわば産
業構造の中核的な存在として大きく振興してい
かなければならぬという性質を持つておるものであ
る。この点につきましては、ただいま御指摘のよ
うな考え方を私も持つております。で、そう
いったような基本的な面にも一方着目し、かつ一
定の期限を切つて、その間にあらゆる施策を重点
的、集中的にやつていくという考え方と、まあ両
面の考え方があらうかと思ひます。

過去におきまして、機械法、電振法、両法を延
長してまいりました経緯をたどつてみますと、
三十一、二年ごろ、特にまあ機械法のほうで申し
上げますと、三十一年ころにやはり考えておりま
したのが、これから先、物の面の自由化というも
のがどんどん進んでいく。外国製品が、外国の機
械が日本に入つてまいりますと、これに対抗すべ
き国際競争力をつちかためには、どうしても生
産の合理化をはかつていかなければならない。個
別企業の合理化だけでは不十分であるから、当然
機械工業の中で、ある種の体制整備と申しますか、
こういうものをやつていかなければならないとい
うのが立法当時の考え方であつたように思ひま
す。

で、五年間やつてまいりましたが、ちょうど昭
和三十六年当時におきまして、今度は物の自由化

という考え方が一段落をしたところで振り返つて
みますと、それだけではとうていいけない、い
わばもっと積極的に今度は輸出産業としての機械
工業というものを考えていかざるを得ない、こう
いう段階に立ち至りまして、むしろ輸出というも
のを念頭に置いた機械工業の国際競争力の改善、
体質の強化ということが第二回目の延長の一つの
考え方であつたように思ひます。

それから、その次の三回目の五年間でございま
すが、その次のときに頭に描いておりましたのは、
やはり資本の自由化であつて、この際、外国企業
が日本に入つてきて機械工業を営む。そうすると
従来の施策でまだ不十分な面がいろいろあるの
ではないかということで、形式的なと申しますか、
法律上規定しております施策の内容は変わらませ
んが、質的にはこの一つの手段というものを、そ
れぞれの目的に応じて内容的に変えて運用してい
くということ、今回まで十五年間が経過をした
と、こういうことでございまして。

私も、いまこの法案を御提案申し上げるに
際しまして、いろいろと産業構造審議会等の議
論を拝聴いたしておりますと、やはり七〇年代と
いう形になりますと、これは何も機械工業だけ
はございせんが、特に私どもの関係してござい
ます機械、電子の関係の工業界は、六〇年代とは
たきわ立って違つた要素が出てきておるといふこ
とも考えますので、こういったような経済、社会
全般にわたる一つの複合されたニーズと申しま
すか、需要にこたえるための機械工業、電子工業
の質的な転換をはかつていかなければならない、こ
ういう点に着目いたしまして、従来の二法を骨子と
しながらも、なおその内容について先ほども御説
明申し上げましたように一部の変更を加え、かつ
その運用におきましては、こういったような目的
的な方向でこの運用をはかつていきたいといふこ
とから提案をしておるわけであります。

したがいまして、御説明が長くなって恐縮で
ございますが、私どもは本質的には機械とか電子と
かいうものが今後のわが国の産業構造の中核であ

り、かつ輸出の面におきましても少なくとも五十
年度を想定いたしますと、日本の全輸出の六割方
は機械、電子で占めるといふような形を想定を
いたしておりますので、こういった面からいたし
まして、本質的にやはりこの面については十分
配慮していかなければならぬという面がある点は、
御指摘のとおりであります。

ただ、この法案に書いておりますような諸施策
をいいますか、こういった手段で、一応いま申
し上げましたような本質的な問題に向かいながら
政策を展開していくという期限としては、まず七
年間という目標を置いて、この期限内にあらゆる
努力を集中的にすることに、いま申し上げ
ましたような七〇年代の質的転換に対処してい
こう、こういうような考え方をとつておるとい
うことと、非常に説明がやや冗長になり
ますが、いずれもそういう質的な点も考えつ
つ、一応の期限を切つて成果をあげていきたい、こ
ういうのが臨時措置法ということで御提案を申し上
げた趣旨であらうかと思ひます。

○大矢正君 私に問題としたいと思ふことは、法
律の件名の中にある臨時措置といふことが、はた
してそのとおり内容のものであるのかどうかと
いうことはもちろんであります。具体的に言え
ば、いままで十五年間、まあこれとほぼ同趣旨、
同内容のもの二つの法律で特別の措置をしてき
たわけでありまして、十五年間もやつて、さら
に七年間ですから二十二年間も特定の業種、特定
の機種あるいは品種に措置をしなければなら
ないこと自体がなかなか私も理解できないわけ
です。いままですでに十二年間も措置をしてきて
いるわけでありまして、少なくとも十二年間措
置をしてくれば、さらにまたこれを五年、七年、
十年というように、あらためて措置をしなければ
ならぬといふこと自身が、過去の二つの法律がそ
の効果をあげていないといふことの裏打ちではな
いでしょうか、端的にそういう感じがいたします。
具体的なことはいざしれ申し上げますが、基本的な
考え方として、通産省がこういう法律をつくら

でも、実際にはそれが当初の目的どおりの作用をしていない。だから十五年間もやって、さらにまた引き続き七年間もやらなければならぬということになるのではないかと感じがするわけです。

○政府委員(赤澤謙一君) いまの御指摘の点でございしますが、従来機械の面で申しますと、十五年間にわたりまして機械法を運用してまいりました。で、この場合には非常にオーバーオールと申しますか、素材の面、あるいは部品の面、さらには基礎的ないろいろな基礎部品と言っておりますが、そういった問題等々非常に幅広く機械工業の根っこのほうからずっと指定をしております。いまば機械工業全体をカバーするような形で、この十五年間運用してまいりました。もちろんその間いろいろ指定業種も変わってきておりますし、また、従来の機械法にございました基本計画、実施計画等も変わってきております。今回はそういったような一通りの成果をふまえて、あたらしい特定機械工業あるいは特定電子工業ということで、先ほども申し上げましたような七〇年代をふまえて、これは広く日本の経済社会全般からくる機械工業、電子工業への要請というものから踏まえて、そうして従来のような考え方から一段と飛躍をしたと申しますか、別の角度から機械の指定なり高度化計画なりというものをつかまえていこうという考え方でございます。したがって従来のものがまだ不十分であるからという面も確かに私にはないとは申し切れなと思います。そういう面もございします。したがってそういう機械についてやはり引き続きやっていかなければならぬ面もあるかと思ひますが、それが全部じやございせん、むしろそれはそれとして引き続きやっていく面もありますけれども、同時に新しい観点に立脚した、いわば特定機械工業、特定電子工業あるいは先ほど補足説明でも申し上げましたような機械、電子を一体にしたようなシステム、装置と申しますか、あるいは機械一体の装置と申しますか、そういったことを中心にした一つの法案ということでお考えをいただきたいと考えてお

ります。

○大矢正君 私は、この法律を一通り読んでみて感ずることは、一つは政府が高度化計画をつくる、それから一つは独禁法の適用除外、もう一つは政府の特別の融資措置、それからもう一つは自由化後におけるこの種の業界の混乱を法律の根拠に基づいて防ぎ、国内のこの種の産業、業種というものを守っていく、この四つがこの法律のねらいじゃないかというように感ずるわけですが、どうもこういう法律をさらにつくらなければならぬような条件は、今日の電子工業あるいは機械工業にはないではないか。と申しますことは、たとえば高度化計画をつくる、これ自身は法律がなくなつたつてつくれないわけじゃないわけですね。それから共同行為、これは独禁法それ自身の中に合理化カルテルというものがあつたわけですから、その必要性が認められれば、当然これは行政の範囲内においでその種の業界が集まってやれることだと思ひます。それからまた政府のこの種の機械工業なり電子工業に対しての低利の融資というものは、これは政策の方向さえ出れば、行政ベースでも、法律をよりどころにしないで済みます。さういふ法律をあらためて七年間も特別の業種や機種に限ってやらなければならぬという意味で、自身がないのではないかと私が言ひたい根本なんです。そういう私の考え方が誤りであるのかどうか、局長からひとつ御指摘をいただきたいと思ひます。

○政府委員(赤澤謙一君) 順序が若干不同になります。たとえば御指摘の共同行為に関する点についてから申し上げてみますと、確かにいまの独禁法では、いわゆる合理化カルテルといふものが認められております。独禁法の合理化カルテルを運用すれば特別にこういう法律による指示カルテルというものは必要ではないのではありませんか、こういう御指摘でございしますが、機械工業、電子工業等を見てまいりますと、全体の部品あるいは基礎になります素材、資材等まで含めると

非常に多種多様でございまして、一つの単体の機械ができません。非常にたくさんある部品を集めて組み立てるわけでありまして、こういう面から、全体的に見まして、機械工業は特に中堅企業あるいは中小企業といふものが非常に多数存在をいたしております。しかもそれぞれの利害が相当異なつておりますし、技術の発展の状況、これもまた非常に違つております。こういったことから、機械工業にありましては、いわゆる企業相互間の話し合いで、必要をお互いに認識をしてカルテルを結んでいくということが、比較的どちらからいへば困難な事情にございします。しかしそういった面を解決してまいりませんと、実際問題として機械工業そのものがよくなつていかない、こういう要請があるわけでありまして、そういうことで現在独禁法で適用されております合理化カルテル、これはどうも合理化のための手段としては幅が狭過ぎ、いわば多数のものが参加してやつていくとこの業界の大部分のものが参加してやつていくといふふうにはなかなかまいらないというので、私でございます。さういふ面も含みまして、私どもとしてはやはり指示カルテルという制度でもつてこれを推し進めていくのが最も制約された時間内における合理化の促進措置であらうと、こう考へております。そこで、こういったようなカルテルをつくることといたしますと、ただ漫然とそれを指示をするというだけでは困りますので、やはり私どもとして特に必要だと認める業種をまず指定をする、いわば特定業種といふものをまず指定をし、その業種について、いわば今後の目標となるべき一つのビジョンを掲げ、そのビジョンのもとに必要な指示をする、こういういわば政府の目的的な施策の意図といふものに基づいて一定のカルテル行為をさして、さういふ一つの体系を考へておるわけでありまして、したがって、いわゆる独禁法の合理化カルテルでもやれないことではないという判断も一方ではあるかと思ひます。また、それでもいけるという面も機械工業の中にはなしとしないと思ひます。しかし、あ

る一定の期限の中において、いま申し上げましたような特に大きく変貌しようとする機械工業に対する経済社会の要請を踏まえて早急にその実をあげていこう、しかも政府の意図といふものを十分そこで反映させながらやつていこうということになりますと、いま申し上げましたように独禁法の合理化カルテルだけでは、きわめてその施策としての効果の範囲が薄いということを考えまして、いまの高度化計画あるいは共同行為の指示といったような法制がどうしても必要だと、こういうふうには考へております。

○大矢正君 本来的にこの独禁法の中で認められているとせば合理化カルテルなり、あるいは不況カルテルなりといふものは、長期にわたつて存在するものではなくして、あくまでもこれは短期的にそれこそ臨時の措置をするということだと思ひます。ところが、この法律それから現行法合せて見れば二十二年間、二十二年間もこの法律に基づいて共同行為が認められること自身が私には問題だと、こう思ふわけでありまして、ですから、自由な競争を通して国内的にも国際的にも産業、企業として存立していくという基本的な自由経済の今日の原則から考へてみて、十五年間という長期にわたつて共同行為を認め、政府は助成をしてきたのだから、もうしかしこれ以上は必要ないのではないかと考へ方は、私は出てきて当然だと思ふのであります。そこで抽象的な議論になつて相すみませんけれども、わざわざここで臨時措置とうたわざるを得なかつた根本的な原因といふものは、共同行為といふものはその長期にわたつてできるものではない、よつて法律の件名だけは臨時措置としておかないと独禁法との関係上まずいという配慮があつて私はこの臨時措置という名前をとられたのだと、こう思ふのであります。従来ともすれば、この十五年間の法施行の中で自由な競争を通して生きていこう、合理化をしていこう、高度化をしていこうという意欲がそがれて、安い金利の金を優先的に借りられる、共同行為が

できるといふ点に安住をして、それ自身の合理化努力といふものを怠ってきたのではないか。だからここでもまた七年間もあらためて措置をしなければならぬという結果になったのではないか。私は特別の措置をすることは誤りだと思わないし、必要においてやらなければならないことは理解をいたしますが、しかしながら一方において、経済が今日自由な競争のもとにおいてのメリットといふものを最大限に発揮をするという、この基本的な立場からいけば、どうももうこの法律はそろそろなすべき段階にきているのではないかと感じがいたすわけでありまう。さつきから同じような質問ばかり申し上げたいへん恐縮でございますが、これは基本的な考え方でありまう。特に通産省は、まあ最近消費者運動その他等々大きくなってまいりまして、業種や業界を保護するだけが通産省のあたかも任務であるかのような批判や非難を受けている段階でありますから、やはりどうしても必要ならば、その必要な根拠といふものをやっぱり私は明らかにすべきではないか。これはもちろん目的の中にこの法律の趣旨といふものはうたわれておりますから、単にそれだけのことならわかるんであります。国民に対する説得力として、なぜ共同行為、すなわち競争を制限するような行為やあるいは政府自身の低利の融資をしなきゃならぬのかといふことを、はっきりさせるべきではないかと、こう思います。再三にわたってくだいようであります。そういう基本的な考え方が今日私は産業政策上必要じゃないか。ただ法律をもって保護してやるといふ、そういういき方というものは、これは片手落ちの行政だと、こう思います。

○政府委員(赤澤璋一君) ただいま御指摘のようにならぬと、安易に業界の保護育成をはかるといふような面が法律運用上出てまいりますと、かえってこれは業界をただ眠らせるといいますか、安住させるだけで、本来本法の目的の主としておるところにはいかないという面があることも、まことに御指摘のとおりだと思ひます。これは私ども本法の運用について今後とも十分戒心をしてまい

らなきやならない重要なポイントだと思ひます。ただ、従来この合理化カルテル、私どものこのいわゆる指示カルテルで行ないました例を、二申し上げて御理解をお願いしたいと思ひますが、先ほども申し上げましたように、機械工業の中には非常に中小企業性の高い業種が多数ございまして、こういったものはなかなかお互い同士の話し合いではうまくいかない。のみならず、ユーザーのほうはいいますか、要するにそういう部品を扱うほうの機械工業というのは、どちらかといえば大企業でございまして、だからなかなか注文側からの圧力もあつて、お互いお互いが競争状態でございすから、たとえば品種の制限にいたしまして、その他にいたしまして、思うようにできないという面があるのもまた事実でございす。たとえば過去の例を、二申し上げますと、人造研削砥石といふのがございす。これは非常に中小企業が多いのでございまして、ユーザーからの仕様、注文に従ひまして、非常に多品種少量生産をやつておりました。これにつきましては昭和四十一年から規格制限カルテルを実施することにした。これは約六万ございまして、これを一万二千五百に整理をするといふことに成功いたしました。これもまた三、四年間でございす。一応六万といふ非常に多品種の規格をもつてユーザーの注文に応じて生産しておつたものを、この四年間で一万二千五百、約四分の一以下にこれを落としましたのであります。また別の面で生産分野の調整カルテルといふのが実施できることになっておりますが、これも四十四年の十二月から全体の生産シェアの九割に当たります六十二社が加盟をいたしまして、ろ過器でありますとか、あるいは熱交換器、こういったような五つの機種につきまして、お互いに適正な生産規模になるように、あまり今後見込みのない品種については生産を中止する。そういうことで調整をはかりました結果、延べ品種にいたしまして約四割のものをカットいたしました。今後生産しないといふことにいたしましたし、全体

でいま十九品種ございす。そのうちの十四品種につきましては、従来の機械法で言つております、いわゆる適正生産規模というふうに私どもが見ております規模にまで、この十四品種が到達することができた、こういったようなわけでございす。こういったふうには、従来の機械法におきまして、もう業界の中だけではどうもうまくいかないうような、体制を整備し、規格、機種を制限をし、そうしてそれぞれが一定の規模に達してその中で競争してもらつて。いわば競争以前のいろいろな体質を強化できないような面を、この指示カルテルをもつて解決をしていく、こういうのがこのカルテルの基本的なねらいでございす。しかし冒頭に申し上げましたように、こういったような指示カルテルを行なうことによりまして、安易に業界がその中に安住する、競争意識を非常になくするといふことは重大なことでございす。このカルテルにつきましても一応効果があらばその段階で打ち切る、あとは競争というふうな運用をいたしております。十五年の長きにわたつてはありますが、カルテルにつきましては実際問題として大体短いものは一年余り、長いものでも三年ぐらゐといふことで、その効果を見きわめ次第カルテルはやめるといふような運用をしてきて、いま御指摘のような弊害がないように注意をまいりましたし、今後この問題の実施にあたりましては、十分その点は戒心をしてまいりたいと考えております。

○大矢正君 この法律それ自身は、私に言わせると二つの顔を持つておると思ひます。一つは、力の弱い企業は政府の高度化計画によつて共同行為等を通して保護される、あるいは保護をする。そうして財政的には金融その他の措置を講ずる。あるいはさらに企業が合同する際においては、合併に対して特別の措置をしてやる。言うならばその企業、業種に力をつけてやるという顔が一面にある。それからもう一方の顔は何かといへば、それは今日のように技術の進歩が早い社会にあつては新しい技術なり設備なりといふものを研究開発をするという進歩的な前へ進んでいくという顔、この二つの顔がこの法律の中にあつておるわけですが、私自身考えてみて、どうもそういう二つの顔を一つの法律の中であらわすこと自身に無理があるのではないかと、業界それ自身、業種それ自身の力をつけてやるならば力をつけることだけに集中してやるべきであつて、その中にさらに目的のおよそ異なる技術の進歩発展、それは皆無とは申しませんが、国際競争上技術面においても十分対抗し、対処していけるような技術の開発という目標は、当然のことながら、それは業種のあるいは企業の力なくしてできるものでないことは私もよく存じますけれども、しかし企業の力をつけるならつづけるというほうに重点を置いて、この法律の実際的な効果を求めるほうが私はいんじやないかと思ひます。そして技術の進歩とか発展とか、技術上における国際競争力をつけるのかという問題は、これはやはり別個の問題として考えるべきではないかといふ感じがいたしますが、いかがでしようか。

○政府委員(赤澤璋一君) この、特に第三条の高度化計画の内容に両面あるわけでありまして、その点を御指摘されたのだと思ひます。確かに、いま御指摘のように、この法律が一面では技術を伸ばし、その性能をよくしようといふような面を非常に重視をいたしておりますと同時に、先ほど来申し上げましたような、カルテルその他の措置を通じてまして、いわば保護していかうといふ面も、力をつけていかうと、こういう両面を持つておることは事実でございす。そういう角度から考えますと、二つの面、顔といひますが、そういうふうにも考えられますが、同時に、これは見方によつては、まあ技術の進歩なくして企業の力にはつかない。特に機械の場合には、先ほど来申し上げておりますように、中堅中小企業といふものが多数ございまして、これらの面につきましては、ある面では、いわば系列下請企業といったような性格のものと、それから何と申しますか、専門企業といひますか、その分野では小さくはあるけれ

ども、とにかくすぐれた技術を持つておつて、そしてどの大メーカーにも納められるようなりっぱな製品をつくつておると、こういう専門企業という面もございいます。私どもとしては、やはり一面では専門企業の育成ということを考えていくことが機械工業の面で特に重要であらうとも考えますし、またある面では、機械と申しまして全般的にいろいろな部品の組み立てによる製品でございしますから、したがって、部品あるいはモジュールといったものの性能の向上なくしては、機械そのものといつても、きわめて抽象的なものになつてしまひます。こういった両面から考えまして、何と申しますか、やはり技術の面と力をつける面といひますが、こういった面は、いわば確かに両面ではございしますが、いわばたゞの両面といひますか、見方によつては、こゝ然一体となつた、一本の目的に沿つたものというふうにも考えてよろしいのではなからうかと思ひます。実際の高度化計画にあたりましては、それぞれの業種の実態に応じて、そういった面を高度化計画に規定をし、その開発に近づけるための、開発を成功させるための各種の措置を講じていくものと、それから、いまお話のように、生産の合理化でございしますと、あるいはその基盤の強化といったような面を中心と考えていくものと、それぞれ区分けをし、あるいはものによつては、ある業種によつては、両面を同時に行なつていくというふうなものも必要でございします。そういったことで、私どもとしては運用の面におきまして、それぞれ実態に応じた組み合わせと申しますか、選択と申しますか、そういった形で本法案を運用していくのが、結局は機械工業——それぞれ非常に実態の違ふものが多数ございしますので、局面に応じてやっていくことが、この法案の目的を達成するゆえんではあるまいかと、こういうふうな考えておるわけでございします。

○大矢正君 自由な競争というものが、業種なり業界なり企業というものを成長させる意味で、あるいは力をつける意味で必要であるという原則、その原則をこの法律によつて、程度の差こそあれ、曲げることは間違ひのないことです。そういう意味から考えると、まず第一に問題なことは、こういう法律をつくつて特別の保護を与えることが、自由な競争のもとにおける利点というものが、あるいはまた自由な競争によつて生まれてくるであろう利益というものが現実にはなくなつてしまふということでは、産業それ自身にとつても非常に重要なことであつて、そういう意味で、私は、この法律に基づいて、かりに政省令で業種や機械というものを指定する際には、あくまでも限られたもの、できる限り業種や機械を制限するということがまず根本的には必要なんではなからうかと思ひます。それから、いま一点は、従来の法律ももちろんありましたが、しかし、独禁法の適用除外をこの法律でしようとするからには、やはりそのことが国民から批判をされないような形における共同行為をやらないかぬと思うのであります。ワタを踏みはずしての共同行為というものは、結局のところ、これは生産者にしてもあるいは需要者側にしてもマイナスでありますから、できる限り共同行為というものはやはり必要最小限度に限られるべきものだ、こういうふうに私自身思ひますが、局長として、いま私が申し上げた二点について、どういふ判断を持つておられるか、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(斎藤一君) 業種の指定並びに共同行為についての考え方のお尋ねでございします。先ほども申し上げましたように、従来の機械振振法は電振法、十五年近くやってまいつたわけでございしますが、これは先ほど来申し上げておりましたように、広く機械工業、電子工業というものを網をかぶせまして、とにかく根っこから幅広くこの合理化を進めていく、今後の日本経済の中心に育てていく、また輸出の面でもう繊維や雑貨の時代ではないわけですから、国際競争力をつけていくというところでやつてまいつたのでございします。

今回の法案におきましては、そういった点の実績を踏まえながら、かつ、新しいビジョンのもとにやつていくという考え方でございしますので、特に、まあ「特定」ということばも法案にかぶせましたし、また、第三条にございしますように、機械の面では、むしろ目的と申しますか、たいへん英語を使つて恐縮でございしますが、いま言われておるようなことばで言いますと、ニーズ・オリエンテッドといひますが、そういったつかまえて、今後の機械というものをつかまえていく、こういう考え方を持つております。そういう意味から申しまして、ただいま御指摘のように、業種の指定等にあたりましては、十分そういったような新しい角度を踏まえて指定をしていきたい、こう考えております。

それから共同行為の面でございしますが、この面につきましても、従前の機械振振法と少し趣を異にいたしておりました、いわば規格制限というものは、これは先ほどもちよつと人造研削砥石を通しして申し上げましたように、非常に中小企業性の高いものについて特に必要があるわけでございします。また、公取側の見解によりまして、規格制限というものはそれ自身が直ちに競争制限につながる度合いは比較的薄い、こういうことでございします。従来のような形で第六条の一項を規定いたしておりますが、その他のカルテル、たとえば品種の制限、部品・原材料の購入方法、生産施設の利用といったような、従来も機械振振法にございしましたが、こういったような共同行為をやろうとしたときは、従来も観念のみならず、もう少し大きく——これは非常に抽象的で、実際の運用にあたりましては、私どもも頭を悩ますところであらうかと思ひますけれども——国民経済の健全な発展という非常に大局的な視野も踏まえ、さらに、先ほど来申し上げておりますような高度化計画に定める合理化目標を達成するためやむを得ないというふうな、いわばもうどうしてこれをやつていかないと当該業種の体制整備がうまくいかない、もうぎりぎりのところを踏まえて、これから指示をしてまいらうというふうに考えて

おりますので、この点につきましても、ただいま御指摘のように、私どもとしては安易にこれを活用するということではなくて、もうぎりぎりの線を考えて、かつまた何と申しますか、自由な競争態勢における経済のメリットというものを阻害しないように、その点も格段の配慮をいたしまして今後の運用をはかつてまいらる所存でございします。

〔委員長退席、理事大谷廉之助君着席〕

○上林繁次郎君 私はまあこの法律がいいとか悪いとかいう問題ではなくて、問題はこの法律の目的にある。で、その目的に沿つて実際にどういふ実効があつていくかというところが、これが一番大きな問題じゃないかと思ふ。そこで、この法律が施行されてからすでに十五年、こういうことですね。その間にまあ相当な実効があつていふとは思ふけれども、当初政府が見込んでおつた目標というものが、そういうものに対してどの程度にこの実績があつてきておるのか、そういった点についてまずお答え願ひたい、こう思ひます。

○政府委員(斎藤一君) 現在ございします機械振振法、電振法の運用につきましても概括的にその内容を御説明し、かつ、現状まで進歩してまいりました機械工業につきましても簡単に御説明をいたしたいと思ひます。

まず、現行機械振振法、電振法によりまして、開銀、中小企業金融公庫、こういったところから、設備投資融資あるいは設備の近代化に必要なお金の呼び水と申しますか、その中核になるような金が約千三百億円の特別融資が行なわれております。この千三百億円の特別融資によりまして非常に機械工業の設備が近代化をされ、品質もよくなり、コストも低下を来したというふうな実績があつておるのでございします。これは後刻御説明申し上げたいと思ひます。

さらに機械工業のウィークポイントでございします多品種少量生産形態、これを極力解消していくというところで、先ほど来大矢委員の御質問にお答えいたしましたような指示カルテルの運用をしてまいりましたが、これは通計いたしまして、現

在までのところ分野調整のカルテルが十六、規格制限のカルテルが十と、これだけ実施を見ております。

また第二点といたしまして、電振法に基づくカルテルでございますが、これは昭和四十年から電子管のカルテルを行ないましたし、現在は電子計算機の周辺装置七機種につきまして、この分野調整カルテルを行なっております。

さらに電振法の基本計画に基づきますグループ化の状況でございますが、これも二十五機種、百六十五のグループが電振法に基づいて結成をされております。

次に、電振法に基づきます合併の承認あるいは共同事業会社の設立でございますが、現在まで合併の承認が行なわれましたものが十件、共同事業会社につきましては工作機械、印刷機械、齒車等七機種にわたって十一の共同事業会社が設立されております。こういったことで機械工業、電子工業両面にわたって生産の合理化、国際競争力の強化が行なわれてまいりましたが、実例をもって申し上げますと、金属加工機械——一番適例は工作機械でございますが、

（理事大谷藤之助君退席、委員長着席）

これが昭和三十三年におきましては、全体の需要の中で、四一％が輸入、輸出は生産のうちのわずかに三・五％でございます。この金属加工機械が昭和四十四年になりますと輸入はわずかに六・三％、輸出は逆に七・九％というふうに変わっております。また一般機械、これは各種の機械がたぐりまゝでございますが、この面で見ましても、昭和三十三年当時、全体の需要のうちの一・六％が輸入をされておりましたものが、今日ではこれが七・九％、大体半分ぐらいの比率になってきております。一方、輸出の面は当時九・八％、一割以下でございましたが、今日におきましてはこれが一三・五％というふうに変わってきております。こういったような変化が全部、何と申しますか、電振法、電振法等の効果だけであると私は考えておりますが、こういって輸入が相当程度減るとい

うことは、逆に言いますと、国内の機械が十分使用に耐え得るものになってきた。輸出の面も比率から申しますと約倍ぐらいい伸びておりますが、こういったこともやはり国際競争力がついてきたというところでございまして、過去に電振法、電振法がこういった面に果たしました役割りは、ある程度高く評価していただけるのではなからうか、かように考えているわけでございます。

○上林繁次郎君　まあお話を伺っていると、確かにいろいろな面で伸びているというところは認めます。それでいまお話があったのは、全般的な、言わねば大まかなお話だったと思う。そこでひとつ、こまかくなるかもしれないけれども、突っ込んでお尋ねをしてみたいと思うのですけれども、たとえば機械関係は中小企業関係が非常に多いということ、当然これは合理化という方向に進めていく、こういうねらいがあるわけですね。そこで、いまもお話があったように、二十五機種ですか、百六十五グループが結成された、こういうお話でございましたね。この当初に掲げた目標、このグループがですね、それが私の聞かるところによると二百九十三というふうになっているわけですね。そうすると、すでにそこに差があるわけですね。なるほどこういう法律をつくってそういう方向に進めようというとなんだから、どれだけかは進むことはこれは当然のことです。ゼロということとはあり得ない。しかし、目標に達しないということとは、これはその辺が問題ではないか。なぜ目標に達しないのか。やはり一つ一つ目標掲げてそこに到達していくことによって、こちらの、いわゆる政府の考え方が大きく反映されたということになるのであって、それが達成されないということとは、これはやはりそこに問題があるのではないかと、こう考えるわけですね。その辺のところは、なぜいわれるその目標に達しないかということ、この点の一つの問題点ではないか、こう思います。その点をひとつお答え願いたい。

○政府委員（金澤謙一君）　現在の電振法におきましては、それに基づきましていろいろの共同事業あるいはグループ化ということを進めております。これは御存じのように、まず当該業種の基本計画を定めまして、その基本計画に基づきまして毎年毎年実施計画というものを組んでいく、こういうやり方でございます。で、いまグループ化の例を御指摘になりましたが、確かに当初基本計画に掲げておりましたものを全部実行するというときには遺憾ながらいってございません。それは一つには、この業界の実情によることであらうと思ひます。私どもこの基本計画におきますグループ化のすめといひますか、グループ化が必要であるということ目標を立てまして、いわゆる行政指導を行ないながら、業界の意見を寄せ集めて一本にして、まあグループ化の結成ということをしていくわけでございますが、実際問題として、これは強制力を伴わない、命令的なものではございません。また、命令してやたらうまくいくということでもございません。また、自動車部品にいたしましても、あるいは工作機械にいたしましては、それぞれの実態に應じながら計画に掲げる目標を達成するために各種の委員会、会議等を開いて、業界の意見をできるだけそこへ集中してグループ化を進めていく、こういうことであります。またその面におきましてはある程度企業の自主的な意見というものが出てまいりませんと、ただ形の上だけでグループをつくりましても、つくったグループの運営がうまくいかないと、こういう面がありますので、いわば大きな目標掲げ、その目標に向かって私どもの行政指導をあらゆる面で努力をしまひますが、基本になるのは何と申しましても業界の自主性でございます。企業の自主性でございます。これをそこなうと、結局は、まあ何と申しますか、形骸だけのグループになりまして、グループ化されたが、今度はグループの運用がうまくまいらないということになってまいります。こういったことから、いま申し上げましたように、特に中小企業性の強い業種につきましては、私どもが計画を掲げ、かつグループ化についての指導をいたしまして、各企業がなかなか

ついてこないといひますか、非常にそれぞれに自主的な意見がありまして、まとまってこない、こういったことから、いま御指摘がありましたように、私どもの目標どおり実はグループ化もいってない、こういう結果になってきているのだと考えております。しかしながら、私どもとしてはあらゆる機会に基本計画に定められたグループ化というものに向かつては、なお努力をしておりますし、今後この法案ができました以後、そういった必要のあるものにつきましては鋭意努力を進めてまいりる所存でございます。

○上林繁次郎君　お話をわかりました。わかるんだけれども、いまのお話を聞いてみると、いわゆるこういう法律をつくるというところは、法律をつくって当初のグループ化の目標は二百九十三である、こういうことですね。ところが諸般の事情がある、なかなか企業のほうからこちらの思うようには乗ってこない、こういうことなんですか。そういうことになりまして、せつかくこちらが計画を持って、こまに進める、こまで持つてくるということとは、いわゆる機械工業について相当高度な運営ができるんではないか、そういうような一つの目的があるわけですね。そこに、相手の事情でもってどうにもならないんだということになると、もうこれは法律をつくったってば役に立たぬのじゃないかと、こう思うのです。そのいわゆる合理化なら合理化という問題については、どれだけかはそれは進むかもしれない。しかし、やはり政府の目標というものを達成していかなければ、こちらの思う方向には進んでいかないということなんです。その辺が今後の私は問題点だろうと思ふ。

そこで、意地の悪い質問になるかもしれないけれども、それじゃその合理化についてどういふような手を打ってきたのかということですね。一度話をしてみたいけれども、どうもうまくいかないんだと。あるいは二回、三回と話をしてみただけけれども、どうにもならないんだ。十五年間という長い間があったわけですから、そういうものを進

めていく政府のいわゆる姿勢もあるし、また態勢というものもあると思うのです。その合理化についてどういふ姿勢、態勢でこれに臨んでいるか。相手を十分納得させるだけのやはりこちらに姿勢、態勢というものがなければこれは進むわけがない。その辺がはつきりしないと、先ほど大矢委員が言ったように、何かおどろきみたいな、いかげんにかまえているのじゃないかというふうな発言があったけれども、そういうことにながっていくのじゃないか、こういうふうな考えられる。今後その辺、どういふふうな考えられていくかということですね。

○政府委員(赤澤一君) 現行の機械法の運用にあたりまして、いま御指摘のように実際問題といたしましては、企業の自主性というものを阻害してしまふ、いわば非常に統制的にある業種というものを縛りつけるということは、やはり非常に問題があると思います。で、いまお話の二百九十三という、いわゆる基本計画で私どもが想定をいたしておりますグループ数というものの、この二百九十三、これはそれぞれ非常に多数の業種でございまして、二十余りの各種の業種についてそれぞれ基本計画を定め、その基本計画の中でグループの数というものを目標として掲げておる、こういうことでございまして、この基本計画を定めますときには、それぞれその業種にかかわる団体、工業会あるいは協同組合、こういったところと、まず実情の調査をし、話し合いをし、そして基本計画をまとめます。こういったような前提のもとに基本計画をつくっておるわけでありまして、その段階においては、やや抽象的と申しますか、そういった形ではあるが、こういったグループ化が必要であり、やるとすればまあこの程度の数が必要である、と書いても自分らとしては一応ついているといひますが、それに従ってやってみよう、こういう意欲が十分読み取れるという段階で基本計画に記載をし、そうしてこれを一般に公にするわけでありまして、そういう段階で公にいたしました後におきまして、それぞれの企業が、

その、いまだ申しますと基本計画、これに基づきます内容に従っているという現実を認めて、こういう段階になってまいります。ところがいま御指摘のように、その段階になってまいりますと、抽象的な目標には非常に賛成であるけれども、いざ具体化ということになりますと、企業間、それぞれ従来から伝統もあり、また考え方の違いもある、あるいはある面では競争関係にございまして、抽象的なある目標というものは賛成できても、いざ具体化ということになると、なかなかそれにはすぐ従っていけない、こういった面も出てまいります。それを具体的な例を申しますと、一つのグループ化のための推進委員会というふうなものを設けて、そこを中心として各企業の集まって、私どもの担当官も出まして話し合いを何度も重ねて、まあやつと一つのグループができ上がる、こういったような手順を踏んでいるわけでありまして、したがって、何と申しますか、全くそういうことなしに、じやできるかという、これは全然事柄が進みませんし、といったあたり、そういうものができ上ったあとで目標、計画がたてられ追いついていくということでも困ります。したがって御指摘のことは十分私どももこれから注意してまいらなければなりません、ある程度実情に即しながら、しかも若干それより一歩前に出たところをきめるといふ、こういった性格が現状の機械法の基本計画策定にあつてもあるように思ひます。こういったことが、実際問題として私どもの力が及ばない面もあると思ひますが、ただいま御指摘のように、二百九十余りの基本計画の目標に対して百六十五と、その程度しか実はいけなかった、こういうような差異になつてあらわれてきているのではなからうか、かように存じておるわけでありまして、

○上林繁次郎君 話が非常に抽象的といふのか、具体性がなないのですけれどもね。私は強制してやれなんて言っているのじやないのですよ。いまだき簡単に強制的にこれを合理化するなんといううなことは、これはできるものではないのですよ。そんなことを言っているのではない。問題は、たとえば当初の目標は二百九十である。それに達するにはほど遠いものがある。そのほど遠いといふことは、そこには何らかの欠陥があるのじやないか、もつといわゆる取り組む姿勢というものが、一応のこれに取り組む政府の姿勢というものが、まだまだ弱体なのではないか、もつと検討をする余地があるのではないか、その点を私は申し上げたいのですよ。ですからそのことを、これは何回もやりとりしていても確たる結論は出ないと思ひけれども、その点をもつと前向きな姿勢で取り組んでいく必要があるのではないか、こういった法律をつくる必要がある以上は、そうして目標に達する努力をしていかなきゃならぬ、こういったことを申し上げたいわけですね。そこをわかつていただいて、この問題はこれで打ち切りです。次に、またちよつと同じようなことになるかも知れないけれども、今度の七年間延長という、言うならば限時法、この主たる目的といひますか、重点が置かれている点は、たとえば公害防止に関する問題あるいはまた安全確保ということですね、それから省力化、こういった問題がある。こういったようなところに相当重点が置かれているように感じられるわけですが、これは限時法で七年という。そこで、これらの重点施策を政府としてどこまでこの七年間において伸ばしていくかという考えであるのかどうか、この点は大事な問題じゃないかと思ひます。ただ一応うたい文句としてうたつて、どれだけの金を出せばいいというものではない、こう思う。ですから、七年間という期限がある、その期限の中で、これらの重点施策に力をつけてどこまで伸ばしていくかというはつきりしたものをひとつ示していただきたい。○政府委員(赤澤一君) この七年間におきましてどういふふうな伸ばしていくか、特にいま重要な安全の問題、公害の問題等踏まえてどうやっていくかということになりますと、これはいよいよ第三条に規定をいたしております高度化計画の内容に入つてまいります。

この高度化計画の内容につきましては、実は非常に多数の業種にわたりますので、この法案を準備いたします段階におきまして、それぞれもうすでに作業にかかつておられますが、まだ完全にそれができ上つておるといふ段階ではございせん。この法案の成立し次第、なるべく早い機会に、特に必要と認めるものから重点的に逐次高度化計画というものを政令指定をしてみたいといふ、こう考えております。たとえば、この高度化計画につきましては、そう言つただけではたいへん抽象的でおわかりにくいだろうと思ひますので、私どもがいま頭に描いておられます一つの例として、たとえば公害防止機器の高度化計画というのについて、どんなふうなきめ方をしようと考えているかということを一例として申し上げまして御理解を得たいと思ひます。この高度化計画の中には、まず目標年度の生産額、輸出額を規定をしたい、こう考えております。たとえば、いま一例としてあげました公害防止機器につきましては、目標年次におきましては、生産額が八千億円というぐらひに考えまして、輸出額も百億円という程度の目標をまず掲げたい、こう考えております。それから、性能、品質の面では、公害防止機器と申しましても非常にたくさんございまして、一がいに申せませんが、たとえば専焼炉、こういったものの耐久性で申しますと、現在四年ないし五年のものを十年ということに目標を掲げたい。また、処理能力につきましても、現在一日当たり五、六トンといったものを十トン、こゝまで能力を上げたい、こういったような一つの性能に関するあるいは能力、品質といったものの面を大きく示してまいりたい、こう考えております。さらに生産費の引き上げ率も一応五%あるいはそれ以上というふうに掲げたいと思ひます。また、新に設置すべき設備の種類といたしましては、工作機械あるいは金属加工機械、試験検査設備、こういったものが全体でどのくらい要するかと、これを掲げてまいりたいと考えております。また、こういった

たことに必要な体制の整備の問題につきましても、一つの目標を掲げ、また、場合によりましては公害防止機器の生産分野について、ある程度のカルテルを実施するといったような、こういった全体の目標をそれぞれの機種ごと、機器別につくってまいりたい、こう考えております。

そういったような高度化計画の中におきまして、いま申し上げましたようなところはほんの一例でございますが、品質、性能、こういった問題についての一つの目標値というものをそれぞれ明らかにしてまいりたい、こう考えておるわけでございます。

○上林繁次郎君 私はいさう思うのですよ。高度化計画という話が出たわけですから、たとえいま公害の話が出ましたから、公害の話を私にしたいと思うのですが、いま経済の発展とともに公害が非常に大きな問題になってきている。そうすると、公害の中には御承知のとおりいろいろあるわけですから、そうするとこの公害というものが、この法律はいわゆる時限法で七年間、この行き先七年間の間に、この公害問題がどういふふうに進展していくのかという一つの見通しをなければいかぬわけですが、国内的に、そういう見通しの上に立つてこの法律というものはできて、そしてそれらの企業に対する援助を行なっていく、それらを踏まえた上でいわゆる一つの計画というものが打ち立てられなければならない、いわゆる目標というものが打ち立てられなければならない、こういうふうなふうに思われます。また、たとえば省力化の問題にしても、趣旨説明にもあるように、だんだん労働力というものが今後ますます減退していくであろう、こういう見通し、そういう中で、どうしても省力化というものは必要なんだ。そうすると、この七年間の間にどの程度の労働力が不足してくるのか。そうなると、いわゆる省力化というものが大きな問題になってくる。この機器の開発というものは、それに対応するためにはどこまで伸ばしていったらいいか、こういう問題。交通関係の問題でも同じことが言えると思う。そ

ういふものを踏まえた上で、一つの計画、目標というものが掲げられなければならないというふうには私は考えるわけですが、その辺をどうとらえていいのか伺いたい。

○政府委員(赤澤璋一君) 従来のといいますが、現行の機械法におきましては、基本計画というものと、毎年定めます実施計画という二本に分かれておることは御承知のとおりであります。今回、この現行機械法の基本計画、実施計画を一本にいたしまして高度化計画というふうな規定をいたしたわけでございますが、その趣旨は、一応七年間を見通す基本計画を立てますが、同時に、それぞれの業種、業態に応じまして、途中年度のいわば中間目標と申しますか、そういった目標年次をひとつきめよう、こういう考え方を持っております。これはおそろく、見通し得る先といひますと二年とか三年とかいうことになろうかと思ひますが、こういった中間目標をまずきめる。そしてその目標のもとに高度化計画の実施という面から必要な施策を講じてまいりたい、こう考えておるわけでありませう。

いまお話しのように技術の面も日進月歩でございますと同時に、需要の面、たとえば公害で申しますと、公害の規制というものもある程度その間変わつてまいります。自動車の排気ガスのように四十八年目標、五十年目標というふうな、もう先の目標がきまつておるものもございしますが、そうでないものも多数ございします。こういったことから、見通し得るいまの需要の面からくる年次の目標というものを定めるわけでありませうけれども、同時に、そういったものがまた変更になる、また、機械業界の内部でも技術の進歩革新等によりまして内容が変わつてくるということになってまいりますと、それに応じて高度化計画の内容を変えてまいりたいと考えております。変えるためには、第四條にその規定が置いてございまして、技術の著しい進歩あるいは生産条件その他経済事情の著しい変動のために必要があるときにはこれを変更しなければならぬ、こういう規定が第四條に置

いてございしますが、第四條の規定を活用いたしまして、私どもは実情に合ったように高度化計画を練り直していく、こういう考え方で運用してまいりたいと思つております。

○上林繁次郎君 それは確かに情勢がいろいろ変わるということは私もうかがえます。だからといって、いま私が申し上げたようなことを全然頭に入れないで、ただこういう法律をつくつて、援助のために金を出してやればいい、そういうものではないと思ふ。なるほど途中で計画が変わるかもしれないけれども、しかし一応の見通しというものは七年間なら七年間という見通しを立てた上で、途中で変更あるかもしれないけれども、現時点では一応七年間の見通しというものを立てて、十分いわゆる需要を満たすところまではいかなくても、足りないけれども、ここまでの供給ができる体制をつくつていこうという目標あるいは計画というものが必要じゃないか、こういうことを申し上げておるわけですが、だからそういう意味で、その点のところがどの程度確立されているかということとを私は申し上げておるわけですよ。途中で変更するとかなんとかいうことは、これはもうあり得ることだと思ひます。いま私のお聞きしていることは、いま申し上げたような点についてお尋ねしているわけですから、その点どうですか。

○政府委員(赤澤璋一君) その点は御指摘のとおりでございます。私どもとしては、現時点で可能な限りの予測を行ない、また調査を行ない、その上に立つて高度化計画を立てたい、こう考えております。で、先ほど申し上げましたように、何ぶんにも非常に多数の業種にわたるわけでございします。で、一々の業種の指定あるいは高度化計画につきましましては、まだ全般にわたつて確定的な作業がセットいたしておりません。そういう段階でございします。で、たいへん恐縮でございますが、いまの段階でこの法案による全部の特定業種、全部の高度化計画をお示しできないのは申しわけないと思ひますが、いまお示しのような七年間というものの見通し得る限りの前提に立つた計画を

立てるといふ点につきましては、御指摘どおりでございます。それに向かつてあらゆる努力をしてまいる所存でございます。

○上林繁次郎君 決して満足の答弁だとは私は感じておりませんが、まあ現在そこまでは明らかでない実情だろうと、こう思ひます。そこで、そうなりますと一言申し上げておきたいだけども、おがましくこういう法律をもつともらしく出して、聞いてみれば、これからのことでございます。これからのことでございます。私はちよつと納得できないわけですが、ですから、そういった点を、そういう考え方を、何を聞いてもどれ一つとしてある程度明確な答えが出てこないというところは、その点については私にはちよつと納得できない、こういうことなんです。まあ形としては、その点についてははかりおくと、こういうことになるかもしれませんけれども、これ以上詰めてみたところでこの問題は結論が出ないと思ふので、やはりそういった点を早急に計画立案していかなければいけないのじゃないか、こう思ひます。それについてのいまだどういふ手が打たれておるかということ、政府自身がどういふ姿勢をもつてこれに取り組んでおるかという点も、こまかく言えばお伺ひしてみたいと思ひますが、それは省きます。

次の問題に移りたいと思ひますが、現在のコンピュータ産業の実情ですね、これをちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。コンピュータ産業は近年生産額もふえてまいつておりまして、また一方で、そういった面から国産と外国産とのシェアも国産機のほうが非常に多くなつてきております。現状で申し上げますと、四十五年の九月末現在で申し上げますと、全体のコンピュータの設置の中で国産の占めておりますシェアが五四・六%、輸入のものが四五・四%でございます。生産金額で言いますと、昭和四十年の三百十五億円から逐年多くなつてまいりまして、昭和四十五年の金額、これは上半期、半年間でございしますが、そ

の前に四十四年を申し上げたほうが暦年でわかると思ひますが、四十四年の暦年でまいりますと、千七百六億、四十年の三百十五億から四十四年には千七百六億というふうに非常に大きくこれが進んでまいっております。こういったことで、現在でもコンピュータは非常に勢いで生産の増加を見ておりまして、設置のシェアも国産のほうが多いという状況ではございますが、なお問題なしといたしております。と申しますのは、コンピュータの分野におきましては、御承知のようにIBMという世界的な巨大企業がございまして、全世界の需要の約七割近くをIBM一社がまかなつておるといふ実情でございます。またヨーロッパにおきましては、御承知のようにIBMを中心としたアメリカ系企業がほとんどのヨーロッパ各国のコンピュータ企業というものをい

いかにして今後充実していくかということが今後コンピュータ産業の非常に大きな問題点である、こういったような認識をもつておる次第でございます。

わば支配をいたしております、独自のコンピュータ技術というものが十分育つてきていないというふうな実情でございます。これに比しまして日本におきましては、少なくとも小型機あるいは中型機の分野におきましては、いまのところまずIBMに対抗しながら国内でも使つていただけるようなコンピュータの生産が行なわれてきておるといふわけでありまして、大型機の分野になつてまいりますと、まだまだ日本の技術開発ではとうていこれに追いつけないという面がございまして、これから先いよいよ情報化時代ということで大型機の需要がふえてまいりますが、こういった面においては十分な対応策がまだ講じられていないと思へないという状況であります。

○上林繁次郎君 そうしますと、IBMと比較した場合ですね、生産力あるいは性能の問題、こういった問題、大きな差があるということになる。度これに對抗する力がついてきたと、こういうことですか。そして大型については、これはとてもまだまだ及ばないと、こういうことなんでしょうか。

全世界の需要の約七割近くをIBM一社がまかなつておるといふ実情でございます。またヨーロッパにおきましては、御承知のようにIBMを中心としたアメリカ系企業がほとんどのヨーロッパ各国のコンピュータ企業というものをい

○政府委員(赤澤璋一君) 大体いまお話のようなことだろうと思ひます。中型、小型についても完全にこれを自由化していただいようぶだというま

わば支配をいたしております、独自のコンピュータ技術というものが十分育つてきていないというふうな実情でございます。これに比しまして日本におきましては、少なくとも小型機あるいは中型機の分野におきましては、いまのところまずIBMに対抗しながら国内でも使つていただけるようなコンピュータの生産が行なわれてきておるといふわけでありまして、大型機の分野になつてまいりますと、まだまだ日本の技術開発ではとうていこれに追いつけないという面がございまして、これから先いよいよ情報化時代ということで大型機の需要がふえてまいりますが、こういった面においては十分な対応策がまだ講じられていないと思へないという状況であります。

○上林繁次郎君 そうしますと、中型、小型についてはだいたい追いついてきたと、こういうことな

わば支配をいたしております、独自のコンピュータ技術というものが十分育つてきていないというふうな実情でございます。これに比しまして日本におきましては、少なくとも小型機あるいは中型機の分野におきましては、いまのところまずIBMに対抗しながら国内でも使つていただけるようなコンピュータの生産が行なわれてきておるといふわけでありまして、大型機の分野になつてまいりますと、まだまだ日本の技術開発ではとうていこれに追いつけないという面がございまして、これから先いよいよ情報化時代ということで大型機の需要がふえてまいりますが、こういった面においては十分な対応策がまだ講じられていないと思へないという状況であります。

○政府委員(赤澤璋一君) ちょっとその前に、いま大型、小型に分けたコンピュータの設置状況で申し上げますと、大体大型の面では国産機

わば支配をいたしております、独自のコンピュータ技術というものが十分育つてきていないというふうな実情でございます。これに比しまして日本におきましては、少なくとも小型機あるいは中型機の分野におきましては、いまのところまずIBMに対抗しながら国内でも使つていただけるようなコンピュータの生産が行なわれてきておるといふわけでありまして、大型機の分野になつてまいりますと、まだまだ日本の技術開発ではとうていこれに追いつけないという面がございまして、これから先いよいよ情報化時代ということで大型機の需要がふえてまいりますが、こういった面においては十分な対応策がまだ講じられていないと思へないという状況であります。

○政府委員(赤澤璋一君) ちょっとその前に、いま大型、小型に分けたコンピュータの設置状況で申し上げますと、大体大型の面では国産機

まずまず近づいてきた、中型、小型の面では外国機の性能に近づいてきた、こういうことが言えるのではなからうかと思ひます。

それから今後何年くらいでいけるのだろうかというお話でございますが、これは実は残存輸入制限の自由化の問題それから資本の自由化の問題、こういった問題とも関連をいたしますので、いまここの確に何年くらいという数字を単純に申し上げるのは非常にむづかしい問題でもございまして、私としてはちよつと言いくい点ではなからうかと思ひます。とりあえず資本の自由化につきましましては、この九月に予定されております第四次の資本自由化の計画の中では、コンピュータ関係は一応ネガリストに入れる、自由化をしないほうのリストに入れたらいい、こういうふうにい

ま考えておりました、その方向でいま検討を進めておりますが、同時に、ただネガリストに入ればなしで未来永劫これを自由化しないかというこ

の面だけでではなく、ソフトウェアの面も考えてま

○上林繁次郎君 まあコンピュータ産業につ

きましては、自由化は来年ですか、いまのお話は、こ

るように、いつまでもこれを自由化しないでおくというわけにもいかぬというあなたの説、だとす

○政府委員(赤澤璋一君) コンピュータの問

題はいま申し上げましたように機械本体の問題、

それからその本体を動かしますソフトウェアの問

題、それから周辺機器の問題、さらにこれと一番

密接に関連をしておりますICの問題、こういった

きめてまいらなければならぬと思いますが、いまの段階で直ちにこれをきめて公表するというのには、いささかまだ問題があり過ぎて、政府の施策としては適当ではないのではなからうか、こういう考え方をもちております。ただし、何も目標をきめないということではなくて、必要な政府の目標を定め、それに必要な施策をしていくというこの具体計画は、いづれにしても高度化計画の中において示していく、同時に、そういった自由化の目標に向かって官民ともに進んでいくという方向ははっきりと打ち出したい、こう考えておるわけでありませう。

○上林繁次郎君 十分とは言えないんですけども、ちよつぱりだけ新しいお話があつたように思ふんですが、そこで日本のコンピュータ産業の大手ですね、これは六社ばかりある。これを現在の体制でこのままやっていくことは、言うならばIBMに追いついていくためには、現在の体制でそれが十分なんだ、こういう考え方のなか、あるいはこの大手六社ですね、これを何らかの形に合理化していく、そういう何らかの形をとって、これに對抗していくという、こういう姿勢、そういうものを政府のほうとしては考えているかどうか、この点どうですか。

○政府委員(赤澤謙一君) これはまだ政府といひますか、通産省の内部でも固まつた議論ではございませぬから、そのおつもりでお聞き取り願ひたいと思ひますが、私としてはいまお示しの後者のほう、何らかの形でこの六社の生産しておりましますものについて、できるだけ集約化の方向で考えていきたい、こう考えております。ただこれには、いわゆるいろいろな方法があるかと思ひますので、一がい、たとえば企業の合併とかあるいは提携とかいふようなフォームはいま申し上げられませんが、お示しのように集約化の方向で考えていきたいと思ひます。

○上林繁次郎君 わかりました。そこで、そういう何らかの手を打たなければ、私は各個ばらばらの体制で取り組んでいたのでは、とてもアメリカ

のIBMに對抗するなんということは、もうそれこそほど遠いものであり、あるいはとても追いつかないということが言えるんじゃないかと思ひます。そこで、やはり何らかの体制というもの考へていかなければならない。そういう体制については、いま申し上げたように、その六社をどうするとかいふ問題もあるかと思ふ。そのほかにもどういふ点について政府は考へておられるのかという、全般的にこれに追いつくための体制というもの、どの程度まで考へておられるのか、その構想というんですかね、その辺のところを話してもらえませんか。

○政府委員(赤澤謙一君) ただいま私としては集約化の方向で考へたいということを申し上げたのですが、もう少しちよつと申し上げてみますと、そういう集約化の方向に指導していきましますための私の手がかりと申しますか。そういったものが一、二あるかと思ひます。一つは、先ほど触れました。国が全額を負担をいたしましてつくりました大型の超高性能コンピュータというものが、ことしの秋にでき上がりますが、これに関連する特許は国が費用を出したので国の特許であります。この大型コンピュータの開発にかかりましますいろいろな技術と申しますものは、これから各社が大型コンピュータを開発し、発展していく場合に、いろいろな形で関与して行くべき一つのものだと思ひます。それから次に考へておりますパターン認識の新しいコンピュータ、第四世代のコンピュータともいわれておりますが、こういったものの開発にかかわる技術についても、これはやはり国が所有することになります。こういったような新しい分野でのコンピュータの固有の特許、ノーハウ、こういったものは、これから先各社がシリーズとしてつくっていくと考へておられるような大型の分野、これにはいろいろな形で使われることだと思ひます。こういった面を通して、もう少し各業種の企業間の機種の整理と申しますか、集約と申しますか、こういったこともある程度私はなし得るんじゃないか、こういふ一つの手がかりだらうと思ひます。もう一つ手が

かりとしてありますのは、例のJ E C Cと言つておりますコンピュータのレンタル会社であります。これには相当多額の開発銀行の資金を投入いたしまして、いわばIBMに對抗のために一つの集約的な資金ソースをそこで生み出しているわけでありませうが、この今後の運用ということも、いま私の考へておりますような集約化の一つの手がかりとして、今後これをどういふふうに関が助成をしていくか、開銀を通じての資金の投入をしていくかということ、いま言つた方向に業界を指導していく一つの手がかりになるだらう。

○上林繁次郎君 それじゃ次へ移ります。今回の法律で、先ほど申し上げたように、重点が公害関係だとか、あるいは安全関係だとか、省力化だとか、こういうところに関が置かれておるといふことになりませう、この業種指定という問題ですね、これが機械関係については、特に電子関係については、そう変わりはないと思ひます。ところが機械関係についての業種指定ということになりますと、目的がはっきりしているだけに、相当はみ出すものが出てくるんじゃないか、こう考へるわけですね。その選定が非常にシビアなものである、こういうことで、どの程度のものがいわゆるはみ出してしまふのか、この点、見通しはいかがでしようか。

○政府委員(赤澤謙一君) 先ほど大矢委員の御質問にもお答えしたわけでございますが、従来十五年にわたります機械関係、いろいろな業種を指定をしてきております。その中には、もうすでにある程度の体制整備ができ、また合理化の目標も達成できたものが相当数あると考へております。同時にまた、新しくいま申し上げたやうな公害とか、その他の面で追加をしていかなければならぬものも出てまいります。これは一例でございますが、

たとえば自動車部品という一つの業種の中で、これはまた多数の部品企業がございます。こういう中で申しますと、従来ある程度合理化目標が達成されておるといふ幾つかの部品の機種がございませうと同時に、したがってこれらのものは実ははずしてまいりたいと考へておりますが、反面、たとえば安全関係のもので申しますと、衝突時における衝撃の緩和装置をつくる機種、緩和装置、そういったもの、あるいはエア・バックとか、そういったもの、こういった新しい技術を伴いながら、過去の実績を踏まえて必要な整理をすること、今度の新法に基づきまして、新たに追加をしていく、こういうものも出てまいり、こういうことで、現在鋭意作業を進めておる段階でございます。

○上林繁次郎君 そうしますと、いまのお話ですと、整備が終わつたところ、これらがいわゆる除外の対象になるであらう、こういうことになりませうね。こういうふうな解釈してよろしいかと思ふんですが、いまのお話ですと、そこで、いまあなたのお話を伺つておると、整備されたものも相当あると思ふと、こういうお話です。私はその辺のところ聞きたい。整備されたものは相当あると思ふ、また、追加されるものもあると思ふ、こういうことなんです。私はこの業種指定については、重点的に行なわれていくものは今回の法律でございしているわけですから、そのために、はみ出すものがあるんだと、その業種はどの程度なんだというところをお尋ねしているわけで、いまあなたが考へておられるお話ですけれども、その思ふその実体がわかりたいわけですよ。どの程度のものが除外されているのか、はっきり言えば、整備されたものはどれだけのものか。そうするとどれだけの除外されるんだということがわかれば、じゃこの程度除外されるんだというところがうかがえるわけですから、その点、ひとつはつきりしてください。

○政府委員(赤澤謙一君) 現在の機械法と今回

下「電子計算機等に関する技術」という。）の研究及びその成果の利用の推進を図ること。

二 電子計算機の製造及び情報処理に関する業務に従事する研究者、技術者その他の者（以下「研究者等」という。）の確保及び待遇の適正化を図ること。

三 電子計算機及び情報処理に関する工業標準化の推進を図ること。

四 隔地間における情報処理の円滑化を図ること。

五 電子計算機の製造及び情報処理に関する事業（以下「電子計算機の製造等に関する事業」という。）の振興を図ること。

六 電子計算機及び情報処理に関する情報の流通の円滑化を図ること。

七 電子計算機及び情報処理に関する知識の普及及び啓発の推進を図ること。

八 電子計算機及び情報処理に関する知識及び技術の国際交流の推進を図ること。

九 前各号に掲げるもののほか、情報処理の振興に必要な事項

（地方公共団体の施策）

第四条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、この法律の目的を達成するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第六条 政府は、毎年、国会に、情報処理の普及及び高度化の状況並びに政府が情報処理の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

第二章 情報処理振興基本計画

（基本計画）

第七条 政府は、情報処理の振興に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について

定めるものとする。

一 情報処理の振興に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、情報処理の振興に関する施策を経合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 第一項の規定により基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ情報処理振興委員会の議を経なければならない。

4 政府は、情報処理の普及及び高度化の状況、政府が情報処理の振興に関して講じた施策の果等を勘案して、毎年、基本計画を検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 政府は、第一項の規定により基本計画を定め、又は前項の規定により基本計画を修正したときは、その要旨を公表しなければならない。

第八条 政府は、基本計画に定める事項については、これに即して情報処理の振興に関する施策を講じなければならない。

第三章 情報処理の振興に関する国の施策

（研究環境の整備）

第九条 国は、電子計算機等に関する技術の進展に即応し、電子計算機等に関する技術の研究に必要な施設及び設備の充実並びに研究費の確保等研究環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

（研究の効率的推進）

第十条 国は、電子計算機等に関する技術の研究の効率的推進を図るため、適切な計画による研究の実施の推進、研究者の交流の円滑化、共同研究の推進、研究に必要な施設及び設備の共同利用の推進等に必要な施策を講ずるものとする。

（研究者の創意）

第十一条 国は、前二条の施策を講ずるに当たっては、研究者の創意が十分発揮されるように配慮するものとする。

（研究成果の利用）

第十二条 国は、電子計算機等に関する技術の研究の成果の利用を図るため、企業化に必要な資金の融通の円滑化、プログラムの保護及び流通に関する制度の整備等その普及及び企業化等の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（研究者等の確保）

第十三条 国は、研究者等を確保し、その能力の向上を図るため、教育、研修、訓練等について必要な施策を講ずるものとする。

（研究者等の待遇）

第十四条 国は、研究者等の待遇の適正が期せられるように必要な施策を講ずるものとする。

（工業標準化の推進）

第十五条 国は、電子計算機等に関する技術の進歩の状況を考慮しつつ、電子計算機の形状、構造、性能、使用方法その他電子計算機及び情報処理に関する事項についての工業標準を制定し、及び普及するに必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、同項の工業標準と国際的な工業標準との間にかい離を生じないように配慮するものとする。

（隔地間情報処理の円滑化）

第十六条 国は、隔地間における情報処理の円滑化を図るため、電子計算機に接続する電気通信回線（以下この条において「電気通信回線」という。）の利用に関する制度の整備、電気通信回線の量の増加及び質の改善、電気通信回線の利用に関する料金の適正化等必要な施策を講ずるものとする。

（電子計算機の製造等に関する事業の振興）

第十七条 国は、電子計算機の製造等に関する事業の発展の状況を考慮しつつ、電子計算機の製造等に関する事業における業務の改善又は技術の向上に必要な資金の融通の円滑化を図り、電子計算機の製造等に関する事業について税制上の特別措置を講ずる等電子計算機の製造等に関する事業を振興するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、電子計算機の製造等に関する事業を営む者の自主的な努力を助長することを旨とするものとする。

（情報流通の円滑化）

第十八条 国は、電子計算機及び情報処理に関する情報の流通の円滑化を図るため、その流通に関する体制の整備、電子計算機及び情報処理に関する情報の処理方式の高度化等に必要の施策を講ずるものとする。

（普及啓発）

第十九条 国は、電子計算機及び情報処理に関する知識の普及及び啓発を図るため、中学校及び高等学校における電子計算機及び情報処理に関する基礎的な教育の実施の推進、電子計算機及び情報処理に関する教養講座の開設の推進等必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流の推進）

第二十条 国は、研究者等の交流、電子計算機及び情報処理に関する共同研究、電子計算機及び情報処理に関する情報の交換等を広く国際的に推進するため必要な施策を講ずるものとする。

（情報処理の振興に関するその他の施策）

第二十一条 国は、前二条の施策を講ずるほか、国及び地方公共団体の機関における情報処理の拡充を図り、電子計算機の導入に必要な資金の貸付け、電子計算機の導入に関する制度の整備等により電子計算機の企業への導入を促進し、会社法、税法、統計法その他の法制における帳簿、書類等の作成及び保存に関する制度を整備する等情報処理の振興に必要な施策を講ずるものとする。

（国の施策の実施についての配慮）

第二十二条 国は、情報処理の振興に関する施策を講ずるに当たっては、国民の私生活の自由を侵害することとならないように配慮するものとする。

第四章 情報処理振興委員会

（情報処理振興委員会）

第二十三条 情報処理の振興に関する国の施策の総合的かつ計画的な推進と情報処理の振興に関する行政の民主的な運営に資するため、総理府に情報処理振興委員会(以下「委員会」という。)を置くものとする。

第二十四条 委員会は、情報処理の振興に関する事項について企画し、審議し、及び決定する。
第二十五条 この法律で定めるもののほか、委員会については、別に法律で定める。

第五章 補則

(情報処理振興事業団)

第二十六条 政府の監督の下に、情報処理に関する事業等に対し、電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務の改善又は技術の向上に必要な資金を貸し付け、開発を特に促進する必要がある、かつ、その開発の成果が事業活動に広く用いられるプログラムを開発する等の業務を行なわせるため情報処理振興事業団を置くものとする。

2 情報処理振興事業団については、別に法律で定める。

(行政組織の整備等)

第二十七条 国及び地方公共団体は、第三条又は第四条の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第十三号の次の一号を加える。

十三の二 情報処理基本法(昭和四十六年法律第

号)第六条に規定する報告の作成及び同法第七条に規定する基本計画の策定に関する事務の総括に関すること。

情報処理振興委員会設置法案

情報処理振興委員会設置法

(目的及び設置)

第一条 情報処理基本法(昭和四十六年法律第号)に基づき、情報処理の振興に関する国の施策の総合的かつ計画的な推進と情報処理の振興に関する行政の民主的な運営に資するため、総理府に情報処理振興委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、情報処理基本法第七条の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、次の各号に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定し、その決定に基づき内閣総理大臣に対して意見を述べること。
一 情報処理の振興に関する重要な政策に関すること。
二 関係行政機関の情報処理の振興に関する事務の総合調整のうち重要なものに関すること。
三 関係行政機関の情報処理の振興に関する経費の見積りに関すること。
四 電子計算機及び情報処理に関する技術に関する研究者及び技術者の養成訓練(大学における教授研究に係るものを除く。)の大纲に関すること。
五 前各号に掲げるもののほか、情報処理の振興に関する重要事項に関すること。

(意見の尊重)

第三条 内閣総理大臣は、前条の意見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(資料提出の要求等)

第四条 委員会は、その所掌事務を行なうため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(組織)

第五条 委員会は、委員長及び委員六人をもって組織する。

2 委員のうち三人は、非常勤とすることができる。

(委員長)

第六条 委員長は、国務大臣をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(委員の任命)

第七条 委員は、情報処理の振興に關しすぐれた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため

に両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で

両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 次の各号の一に該当する者は、委員となることとができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

(委員の任期)

第八条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の失職及び罷免)

第九条 委員は、第七条第四項各号の一に該当するに至った場合においては、その職を失うものとする。

2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(会議)

第十条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故がある場合における第二項の規定の適用については、第六条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。

(委員の給与)

第十一条 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員の服務)

第十二条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第十三条 常勤の委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。

二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行なうこと。

2 非常勤の委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

(参与及び専門委員)

第十四条 委員会に、重要な会務につき意見を述べさせるため、参与を置くことができる。

2 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

3 参与及び専門委員は、非常勤とする。

(庶務)

第十五条 委員会の庶務は、内閣総理大臣官房において総括し、及び処理する。ただし、関係行政機関の所掌に属する事項に係るものについては、内閣総理大臣官房及び当該関係行政機関の担当部局において共同して処理する。

(政令への委任)
第十六条 この法律に定めるもののほか、委員会に
関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(最初の委員の任命)

2 この法律の施行後最初に任命される委員の任
命について、国会の閉会又は衆議院の解散のた
めに両議院の同意を得ることができないときは、
第七条第二項及び第三項の規定を準用する。

(最初の委員の任期)

3 この法律の施行後最初に任命される委員の任
期は、第八条第一項の規定にかかわらず、内閣
総理大臣の指定するところにより、三人につい
ては一年六月、他の三人については三年とす
る。

(総理府設置法の一部改正)

4 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百十七
号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中中央交通安全対策会議の
項の次に次のように加える。

情報処理振興委員 会	情報処理振興委員会 設置法(昭和四十六 年法律第 号)
情報処理振興委員 会	の規定によりその権 限に属せしめられた 事項を行なうこと。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
5 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十
四年法律第二百五十二号)の一部を次のように
改正する。

第一条第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の二の二 情報処理振興委員会の常勤の
委員

第一条第十九号の二の次に次の一号を加える。

十九の二の二 情報処理振興委員会の非常勤
委員

の委員

別表第一中「原子力委員会の常勤の委員」を
「原子力委員会の常勤の委員」に定める。
情報処理振興委員会の常勤の委員」に定める。

この法律施行に要する経費は、昭和四十六年度
において約三千万円の見込みである。

この法律施行に要する経費は、昭和四十六年度
において約三千万円の見込みである。

小規模企業助成法案

(目的)

第一条 この法律は、中小企業基本法(昭和三十
八年法律第五十四号)に基づき、小規模企業
者に対する資金の確保、適正な指導等の措置を
講ずることにより、小規模企業の経営の改善発
達に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「小規模企業者」と
は、おおむね常時使用する従業員の数が二十人
(商業又はサービス業に属する事業を主たる事
業として営む者については、五人)以下の事業
者という。

(経営改善資金の貸付けの事業を行なう都道府
県に対する国の助成)
第三条 国は、小規模企業の経営の改善発達に資
するため、都道府県が小規模企業者に対し次の
各号に掲げる資金(以下「経営改善資金」とい
う。)を貸し付ける事業を行なうときは、その事
業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交
付することができる。

一 企業の規模を適正化するために必要である
と認められる設備(中小企業近代化資金等助
成法(昭和三十一年法律第十五号)第三条
第一項第一号の設備を除く。)の設置に充て
られる資金

二 需給構造等の変化に即応して行なう事業の
転換に必要な認められる資金

(貸付金の限度)

第四条 都道府県が一の借主に対して貸し付ける
ことができる経営改善資金の金額は、一の設備
その他の貸付けの対象につき、都道府県が必要と
認めた金額の二分の一以内とする。

(利率及び償還期間)

第五条 都道府県が貸し付ける経営改善資金は、
無利子とし、その償還期間は、五年をこえない
範囲内で政令で定める期間とする。

(担保又は保証人)

第六条 都道府県は、経営改善資金の貸付けにつ
いては、借主に対し、担保を提供させ、又は保
証人を立てさせなければならない。

2 前項の保証人は、借主と連帯して債務を負担
するものとする。

(期限前償還)

第七条 都道府県は、経営改善資金の貸付けをし
た場合において、借主が次の各号の一に該当す
るときは、支払期日前に、その借主に対し、
貸付金の全部又は一部の償還を請求すること
ができる。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用し
たとき。

二 貸付金の償還を怠ったとき。

三 その他正当な理由がないのに貸付けの条件
に違反したとき。

(償還の免除)

第八条 都道府県は、災害その他借主の責めに帰
することができない理由により、借主が第三条
第一号の資金の貸付けを受けて設置した設備が
滅失した場合又は借主が同条第二号の資金の貸
付けを受けて行なった転換に係る事業の継続が
困難となった場合において、やむを得ないと認
めるときは、通商産業大臣の承認を受けて、経
営改善資金の全部又は一部の償還を免除するこ
とができる。

(違約金)

第九条 都道府県は、借主が支払期日までに貸付
金を償還せず、又は第七条第二号に該当するこ
とを理由として同条の規定による請求を受けた
金額を支払わなかったときは、支払期日の翌日
から支払の日までの日数に応じその延滞した額
につき年九・三パーセントの割合で計算した違
約金を支払うべきことを請求することができる。

都道府県は、借主が第七条第一号又は第三号
に該当することを理由として同条の規定による
請求をするときは、当該請求に係る貸付金の貸
付けの日から支払の日までの日数に応じ貸付金
の金額につき年九・三パーセントの割合で計
算した違約金を支払うべきことをあわせて請求
することができる。

(県の特別会計)

第十条 都道府県は、特別会計を設置して経営改
善資金の貸付けの事業の経理を行なわなければ
ならない。

2 前項の特別会計(以下「県の特別会計」とい
う。)においては、都道府県の一般会計(以下
「県の一般会計」という。)からの繰入金、第三
条の規定による国からの補助金(以下「国から
の補助金」という。)償還金(第七条の規定によ
る請求に係る償還金を含む)、前条の違約金及
び附属雑収入をもってその歳入とし、貸付金及
び第十三条の規定による納付金その他の諸費を
もってその歳出とする。

(国からの補助金の額)

第十一条 一の都道府県に対する国からの補助金
の額は、当該都道府県が経営改善資金の貸付け
の事業の貸付け財源に充てるため県の一般会計
から県の特別会計に繰り入れる金額と同額以内
とする。

(事業計画)

第十二条 都道府県は、国からの補助金の交付を
受けた後は、毎年、通商産業大臣があらかじめ
定める基準に従って経営改善資金の貸付けの
事業に関する事業計画を作成しなければならな
い。

第十三条 都道府県は、国からの補助金の交付を
受けた後は、毎年、通商産業大臣があらかじめ
定める基準に従って経営改善資金の貸付けの
事業に関する事業計画を作成しなければならな
い。

い。

2 都道府県は、前項の事業計画によらなければ経営改善資金の貸付けの事業を行なつてはならない。

(貸付けの事業を廃止した場合の措置)

第十三条 都道府県は、経営改善資金の貸付けの事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、当該事業に係る貸付金の未貸付額及びその後において支払を受ける当該事業に係る貸付金の償還額の合計額に、国からの補助金の額及びその都道府県が当該事業に係る貸付金の財源に充てるため県の一般会計から県の特別会計に繰り入れた金額の合計額に対する国からの補助金の額の割合を乗じて得た額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

2 前項の規定は、都道府県が、経営改善資金の貸付けの事業を廃止する前に、国からの補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付することを妨げるものではない。

(経営改善の指導等)

第十四条 都道府県は、借主に対し、その経営の改善発達を図るために必要な指導を行ない、又は必要な資料若しくは報告の徴収をすることができる。

(事業協同組合等の施設に対する助成)

第十五条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会が行なう次の各号に掲げる事業に要する経費について補助する場合に、当該都道府県に対し、予算の範囲内において当該補助に要する経費の一部を補助することができる。

- 一 小規模企業者である組合員の事業に関する経営又は技術の改善発達を図るための教育又は職業訓練に関する施設
 - 二 小規模企業者である組合員の福利厚生に関する施設
- (中小企業振興事業団の経営改善普及事業に対する施設)

する協力等)

第十六条 中小企業振興事業団は、中小企業振興事業団法(昭和四十二年法律第五十六号)第二十条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる業務を行なうことができる。

- 一 商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会又は全国商工会連合会が行なう商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)第五十六条に規定する経営改善普及事業の実施又は当該経営改善普及事業に関する指導について必要な協力を行なうこと。
- 二 商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会又は全国商工会連合会が前号の経営改善普及事業の実施又は当該経営改善普及事業に関する指導のために必要な施設又は設備を設置する場合において、これらの者に対し、当該設置に要する資金の貸付けを行なうこと。

2 中小企業振興事業団法の適用については、前項第一号の協力は同法第二十条第一項第一号の業務と、前項第二号の貸付けは同法第一項第三号の業務とみなす。

(資金の融通の円滑化)

第十七条 商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、環境衛生金融公庫及び中小企業信用保険公庫は、小規模企業者に対する資金の融通に関しては特別の配慮をしなければならない。

(国の出資)

第十八条 国は、毎年度、国民金融公庫、前条の金融機関及び中小企業信用保険公庫が小規模企業者の企業の経営の改善発達を図るための資金の貸付け又は保険の業務を円滑に行なうことができるように、必要な金額の出資を行なうものとする。

(税制上の措置)

第十九条 国は、小規模企業の経営の改善発達を図るため、租税負担の適正化等について必要な措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(所得税法の一部改正)

第二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五十七条第三項第一号中「十五万円」を「二十四万円」に改める。

(法人税法の一部改正)

第三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第五項を同条六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項を次のように改める。

5 事業年度が一年に満たない法人に対する第二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「年三百万円」とあるのは「三百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、第三項中「年百万円」とあるのは「百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

第六十六条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時に資本金の額若しくは出資金の額が五百万円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く)又は人格のない社団等の各事業年度の所得の金額のうち年百万円以下の金額については、前二項の規定にかかわらず、百分の二十の税率による。

(経過措置)

第四条 前二条の規定による改正後の所得税法及び法人税法の規定は、個人の昭和四十六年分以後の所得税及び法人のこの法律の施行の日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和四十五年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十七第三項第一号中「十五万円」を「二十四万円」に改める。

(経過措置)

第六条 前条の規定による改正後の地方税法の規定は、昭和四十六年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十五年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第七条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の二の三を同項第四号の二の四とし、同項第四号の二の二の次に次の一号を加える。

四の二の三 小規模企業助成法(昭和四十六年法律第 号)の施行に関すること。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十六年度において約九億三千八百万円の見込みである。なお、減税により歳入減となる金額は、同年度において約四百五十五億円の見込みである。

三月九日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月十五日)

一、特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法案